

## 一二ノ六 東宮の笠置山訪問

解説 当時の東宮(昭和天皇)が近畿地方訪問の際、皇室ゆかりの地である笠置山を訪れた。御座所となった笠置寺の庫裡の奥座敷には新しく絨毯が敷かれ、新調の豪華な机椅子が庭園に向かって配された。以下は当時の役所の記録である。

昭和天皇の弟君である秩父宮、高松宮も皇子であった大正四年七月十九日に御成になつている。

日本が国粹主義に傾斜していくこの時代は、忠君愛国の土であった楠正成がもてはやされ、太平記の世界に焦点が当てられて、軍人をはじめとして学校生徒、各種団体が競つてその追体験としての笠置山を目指した時代で、この流れは終戦の日まで続いた。

出典 皇太子殿下行啓 壹件 大正六年五月 (写)

平成三年五月調 笠置町教育委員会

原文(カタカナは平仮名にした)

(前略)

行啓記事

大正六年四月十八日付を以て戸田東宮主事より笠置行啓の件に付、通牒より同月二十二日、知事は寺崎技師、竹沢、和田兩理事官を従へ、笠置山踏査、即日帰京せらる。

同二十五日、行啓被仰出たる旨通牒あり。

五月五日 (土曜日) 晴

皇太子殿下には奈良県下へ行啓の御途次、笠置山御登臨の為、午後一時五分、笠置駅御着、御徒歩にて順路を笠置山に成らせられ、笠置寺に御着、御小憩の後、木内知事、丸茂警察部長、折田相楽郡長に拝謁被仰付、且郡内在住の左記資格者に列立賜謁あり。

陸軍一等軍医 北林秀次郎

歩兵中尉 島岡伊右衛門

砲兵中尉 中島彦治

相楽郡立農林学校長 小西徳治郎

次て知事の御案内にて山上御巡覧、船茶屋(当時二の丸跡にあった)にて御休憩、山下の笠置小学校児童の運動御覧、行在所北に松樹の御手植あり。笠置寺に御休の後、午後三時御発、御下山、笠置橋を渡り村役場前に仮設大幕の御休所より対岸の風光御覧の上、停車場に向はせられ、午後四時、笠置駅御発車あらせらる。

伝献品

- 一 相楽郡名所旧蹟写真帳 一冊 相楽郡より
- 一 相楽郡絵葉書 一組 〃
- 一 鯉(注一) 百匹 笠置村より

右鯉 笠置駅御着の際、プラットフォームに於て御覧のうえ氷詰とせり。

注一 ひがい。明治天皇が特に賞味したものでこの字を当てる。コイ科の淡水魚

知事は和田理事官を従へ、午前七時十五分京都駅発、亀山に奉迎、警察部長は内田警部随  
行、前夜より亀山に至り、御召列車に便乗、奈良迄扈從し、御旅館に於て御機嫌奉伺の上、  
午後六時八分奈良発列車にて帰京。

右御旅館に御機嫌奉伺の際、左の通御下賜ありたり。

- 一 金壹萬疋 並七子一反 木内知事
  - 一 金五千疋 佐藤内務部長
  - 一 〃 丸茂警察部長
  - 一 金百五十拾円 京都府行啓関係員一同
  - 一 金五円 折田相楽郡長
  - 一 金五千疋 相楽郡役所行啓関係員一同
  - 一 金拾円 笠置村長以下役場行啓関係員一同
  - 一 五拾円 笠置村
  - 一 金貳拾五円 笠置寺
- (以上)

(中略)

供奉員

親勅任官 五人 奉任官 十四人 判任官 五人  
雑仕 二人 小者 二人

(中略)

御発着割

五月四日

午前八時二十分 東宮御所御出門  
同 八時五十分 東京停車場御発車 臨時汽車  
午後五時十分 名古屋停車場御着車

御泊 名古屋離宮

五月五日

午前九時三十分 名古屋離宮御出門  
同 九時五十分 名古屋停車場御発車 臨時汽車

午後一時五分 笠置停車場御着車

御徒歩にて笠置山御登臨

午後四時 笠置停車場御発車 臨時汽車

同 四時三十三分 奈良停車場御着車

御泊 奈良倶楽部

自五月六日

至同十一日 奈良御滞在

五月十二日

午前六時 奈良倶楽部御出門

同 六時十五分 奈良停車場御発車 臨時汽車

午後六時三十分 東京停車場御着車

還御

(中略)

伝献願の義に付副申

一 鯉 百尾 笠置村献上

一 扇子 一本 笠置寺献上

右

皇太子殿下笠置山行啓の際献上申出候に付、宣

敷御執成相成度、此段副申候也

大正六年五月一日

京都府知事 木内重四郎殿

(中略)

笠置寺より知事への伝献願

伝献願

一 扇子 壹本

皇太子殿下へ献上致度候に付宜

敷御取成被承度此段奉願候也

大正六年四月三十日

京都府相楽郡笠置村

笠置寺住職

小林慶尊 印

京都府知事木内重四郎殿

奉献扇子

見本添付の如き扇子にて、絹地に表面  
金裏面銀に波形に紅葉を浮べ、文  
字は木判にて御製歌

うかりける身は秋風にさそわれて

思わぬ山の紅葉をぞ見る

を印刷したる品に候

桐箱に納め可申候

右の品に御決候也

笠置寺住職

小林慶尊 印

(中略)

拝謁者

知事

木内重四郎

警察部長

丸茂藤平

相楽郡長

折田有彦

右単独拝謁

陸軍一等軍医

北林秀次郎

〃 歩兵中尉

島岡伊右衛門

〃 砲兵中尉

中西彦治

右列立拝謁

(中略)

大正六年四月二十三日定

笠置山行啓事務分担及業務書

相楽郡役所

大正六年四月二十三日、折田相楽郡長は笠置村に出張、役場吏員、各区長、村会議員、  
学校長を集め左の通り指示せり。

行啓は本村及本郡無上の光榮なれば、誠心誠意奉迎送をなさゝるへからず。決して不敬に渉るか如き行為（敬礼を欠き又は服装の正しからざるか如き類）あるへからず。準備に就ては道路の修繕、御小休所の設備掃除等を要するも、華美に流れざるを要す。学校生徒は一定の式に依り敬礼するも一般人民にして不作法に流れ見物するか如き態度の者あらざる様。尚服装も頬冠り、尻からげ等の者なき様十分に村民に徹底するを要す。尚詳細は別紙各係業務書に依り遺憾なきを期せらるへし。

#### 各係業務書

#### 庶務係

- 一 御通過際の民家にして敬礼をなさゝるもの又は不敬に渉るか如き服装をなすものなき様一般に通知すること。
- 一 沿道には見苦しき干物等をなさゝる様注意すること。
- 一 当日は各戸に国旗を掲揚し尚要所に大国旗を交叉すること。
- 一 沿道各町村に於ても国旗を掲揚すること。
- 一 寺の前にて従六位勳六等以上及高等官に通御掛け列立拝謁可被仰付に付、附近該当者へ通知し置くこと。

一 係は大要左の通りに別ち、人員を配当すること。

一 庶務係 村内へ通知、物品の購入、借入等一切の庶務

一 奉送迎係 生徒又一般民衆の奉送迎

一 道路係 道路の修繕掃除

一 設備係 御小休所及沿道の設備

一 接待係 御小休所に於ける接待

一 説明の材料として笠置山案内図南の部二十五部

其他絵葉書全部一組つゝを集め準備し置くこと。

一 郡は郡名勝旧跡写真帳五冊絵葉書二十五部献上すること。此外の献上物の査定

一 村献上物は未定

一 煙火千発打揚のこと。

一 係員には徽章を付すること。

一 衛生上及火の用心の注意を一般になすこと。

一 救護所を

#### 道路係

- 一 道路は掃除及修理をなすこと。
- 一 登山路は掃除をなし小石を捨てること。
- 一 太鼓石への登り道路修覆のこと。
- 一 太鼓石の所より揺ぎ石、船茶屋辺、上り阪下り坂一体の道路に横木を入れて危険な

からしむること。

- 一名切石の前及正月堂の前を修繕すること。
- 一四月二十八日青年会員又は村民従業、本月中に□□の予定。
- 一笠置橋の北岸に御小休所を設けること。

#### 設備係

- 一登山口の民家の欠所に葭簀を蔽ふこと。
  - 一名切石、一の木戸、二の木戸、笠置石、何々石、貝吹岩等の立札式拾五こ立てること。文字は町寧に書くこと。
  - 一正月堂の下、柵内整理のこと。
  - 一登山途中の民家の落書を拭き取るか又は幕を張ること。
  - 一道中及其両側に紙片、蜜柑の皮等不潔物の掃除をなすこと。
  - 一貝吹岩の附近の松の枯枝を除去すること。尚同所の出店は休止せしむること。
  - 一寺を以て御小休所に充つ。其設備としては奥八帖の室を御座所とし、他は供奉員の室とす。凡て椅子卓子を置き、床には御宸筆を掲げ、装飾は簡素とし、廊下には金巾の布口各室には花筵を布くこと。椅子三十二脚備付のこと。
  - 一供奉員用湯茶、サイダ、蜜柑、洗面器水口の手拭を準備すること（接待係と関係）。
  - 一一の木戸には御休所の予定にして莫塵を布き置くこと（接待係と関係）
  - 一二の木戸同断
  - 一船茶屋も御休所の予定にて、竹渡樋を掛替へ船内に花筵を布き、炊事所の玻璃窓には葭簀を立てること。尚卓子三脚（卓子掛は金巾）、椅子十二脚、長椅子二個、煙草盆若干を準備すること（接待係と関係）
  - 一此所より学校生徒の運動を御覧願ふこと。
  - 一御手植の松を御願する予定を以て行在所跡正面右側に位置を定め、御鋏（新調）御手洗を新調、バケツ杓を用意し、松は当日早朝準備すること。
  - 一行在所跡玉垣内の柵を除去すること。
  - 一笠置石に至る所の竹柵を修繕し、附近を掃除すること。
  - 一竹柵の裏には幕を張り、其附近の便所は葭簀にて
  - 一橋の北岸に御小休所を設けること（道路接待係と関係）
- #### 奉送迎係
- 一学校生徒、青年会員、在郷軍人会員は駅より大手橋の間に於て片側に整列、奉迎送ること。
  - 一他町村学校生徒も可成前項の場所に清列すること。
  - 一其場所は各学校間に於て取定のこと。
  - 一一一般の民衆は大手橋より巡查駐在所までの間に於て奉迎送すること。

尚二階又は座敷高处より奉<sup>□</sup>せさること。

一 登山口の住民は下に、山上の住人は一定の場所に集り奉迎送すること。尚当日茶店  
は休業すること。

一 当日御登山終了迄は一般の登山を禁止すること。

一 駅前新築家屋の修繕を了らしむること。

一 道路両側に於ける材木其他目障物を片付けること。

一 登山口の左側藪垣を整へること。

一 柳生方面の登山者を取締ること。

#### 各係業務書追加

一 沿道竹材対しては別紙注意事項に発す（庶務）

一 献上物、村よりの鯉は御発直前駅構内にて献上の上氷詰として御送りすること（<sup>〃</sup>）。

一同 郡よりの写真帳絵葉書三十組、村より笠置山記三十部、絵葉書三十部組、寺より扇子三十本は寺にて供奉員へ差上げること外に説明材料として笠置山図二十五部差し上げすること（<sup>〃</sup>）。

一 御小休所の供奉員室へは灰皿を置き、茶、蜜柑、サイダー、平野水を差出すこと。船茶屋は茶のみとす（<sup>〃</sup>）。

一 奉迎事務従事者及御調度品の御用命を受けたるものは健康診断を行うこと（庶務）。

一 供奉員用の椅子、卓子及当日使用する物品は凡て消毒すること（庶務）。

一 御道筋の人家は清潔方法を励行し、五月三日検査すること（<sup>〃</sup>）。

一 伝献願進達のこと（<sup>〃</sup>）

一 赤十字社員、婦人会員、八十才以上の<sup>□□□□</sup>者、表彰者の奉拝場所を定むること（<sup>□</sup>

<sup>□</sup>）

一 寺及御手植の松用御手洗桶の<sup>□</sup>

一堂宇に如何はしき落書あるときは拭取ること（道路）。

一 虚空蔵石の曲り角に柵をすること（道路）。

一 一行在所内掃除のこと（<sup>〃</sup>）。

一 船茶屋の船の入口をあけること（<sup>〃</sup>）。

一 御料椅子には白布を敷ふこと（設備）。

一 蟻の戸渡りの石に白布を先導者にて敷ふこと（設備）。

一 拝謁者は御登山前に寺前に集まらしむること（庶務）。

尚拝謁人名簿（資格氏名記入）を作り置くこと。

一 一般登山者には御登山終了後登山せしむること（<sup>〃</sup>）。

一 郡内各駅御通過時刻別紙の通り（<sup>〃</sup>）。（省略）

## 注意事項

- 一 当日は一般に国旗を掲揚し敬意を表すること。
- 二 建物、看板其他工作物にして危険の虞あるもの又は甚しく不体裁なる物件は予め修理、取除く等、相当の整理をなさしむること。
- 三 悪臭を発し又は甚しく見苦しき便所、肥料溜、塵芥溜等は適當の撩蔽又は目隠をなさしむること。
- 四 当日は沿道には見苦しき干物をなさゝる様注意すること。
- 五 御通過の際は民衆にして敬礼をなさゝるもの、又は不敬に渉るが如き服装をなすものなき様、一般に通知すること。
- 六 通御当日は悪臭を發散する肥料を施さゝらしむること。
- 七 通御当日は特に火の元に注意せしむること。

## 笠置山記(注一)

相楽郡役所編

### 笠置山

笠置山は相楽郡笠置村に在り。其の寺は笠置寺と云ふ。寺伝に依るに白鳳年中、天武天皇の皇子大津皇子、此山に遊獵の御時、奇瑞を蒙り危難を免れ給ひしにより仏像を刻せんとて石上に御笠を置かせ給ひしにより笠置山といふ。其後大石に弥勒仏の像を刻し、大堂を築きて之れに架し仏寺を立て、笠置寺と号す。

良弁上人及弘法大師共に此寺の興隆に與りて力あり。其後、一旦衰微したるも、解脱上人更に之を中興し、輪奐の美を極めたり。元弘兵燹已來大に衰へたれども、其史蹟は一層此山の名を高からしめたり。

山は木津川の南位に在り。突兀として秀景、巨岩怪石相重疊し、高さ九百五十三尺なり。笠置停車場より三町余にして阪路あり。山の南方を繞り、登ること八町にして頂に達すへし。阪急にして険なり。其間に山門の旧址元弘の戦蹟あり。山上は頗る坦夷にして、旧時の寺坊皆荒廢し、唯福寿院の一坊を存す。之れを笠置寺と称す。真言宗真義派に属す。解脱上人中興の時は諸堂皆備はりたるも、元弘の兵燹に災し、殆んど烏有に帰せり。後再興の勅ありしも畢困多事、其功を果さず。今は僅かに此一寺と民□□あるのみ。唯解脱上人の鑄造に係る鐘は今も現存し有数の名鐘なりと称す。

本堂旧址は山の東面断崖に倚り、今猶柱礎の穴あり。其間、雄大の巨石相連り、弥勒石高五十五尺、線画を以て弥勒の大像を刻す。兵火に損したるも尚、隱に見るらん。文殊石、高二十三尺。薬師石、高四十尺、皆其像を刻す。虚空蔵石は弘仁九年弘法大師の彫刻せるものなりと伝う。其他金剛界石、胎藏界石、平等石、鯰石等の巨岩怪巖相接して壮美の偉觀たり。山中元弘の遺蹟頗る多く□に□□の情を誘ひて低徊去るに忍ひさらしむ。今その大なるものを挙ぐれば

### 一 の木戸の城門址、附地獄谷

南笠置より登路数町、道の両側に畠地あり。伝へて云ふ。古昔二王堂の在りし跡なり。



此の辺元弘の戦陣、一の木戸の城門にして、足助次郎重範勁弓を以て賊將荒尾兄弟を射斃せしところにして般若寺本性坊石を投し人馬を口粉し屍積て谷を填む。南方の谷を地獄谷と称するはこれによるといふ。

#### 名切石

同登路七丁目、道の左側に大石あり。元弘忠死義士の名を刻せりと伝ふるも、震災に転覆して今は其文字を見るを得ず。後世傍の石地藏を安置して忠霊を弔慰す。

#### 陶山来襲の跡

山頂の東方、谷を隔てて遙かに見ゆる千手の瀧あり。其谷を惣称して観音谷と呼ぶ。元弘元年九月二十八日夜、賊將陶山此谷より行在所を襲せしと伝ふ。

#### 貝吹岩、宝蔵坊の跡

山頂の西北端の巨岩を貝吹岩と称す。元弘の時、此岩上に陣貝を吹きて官軍を指揮したりといふ。南方一段低き平地は陶山の賊城中に忍ひ入り、火を縦ちし宝蔵坊の跡なり。

#### 行在所址

山の絶頂に三百余歩の平坦なる地域あり。有志者相謀りて石牆を圍て皇居の遺址たるを標せり。弥勒石の頭上に當る元弘以前の大伽藍の一部にして後醍醐天皇楠夢の旧跡と称す。

元弘元年八月、後醍醐天皇、北条氏の跋扈を惡み、之れを誅伐せんと謀り給ひしこと露はるるや、其二十四日、窃かに皇居を出て、忍ひて南都に遁れ給ひしも、勤王の兵 集らさりしを以て更らに鷲峰山に幸し、形勢の地を選ひ、二十七日に此山に幸し仮皇居となし給ふ。伊賀、伊勢、大和、河内の義兵召に応し馳せ参して護衛し奉る。楠木正成御前に参りて聖問に奉答したるは此時なり。北条氏これを聞き、大軍を以て攻め寄せたるも、官軍險に抛り防戦甚た努しめ屢々賊軍を悩ます。九月二十八日夜、風雨に乘し、賊軍險を攀ちて寺内に入り火を放ちて攻撃せしかは、官軍防くに由なく、足助重範父子忠義の士、力戦して之に死せり。帝間を得て、藤原藤房等数人と遁れ出て給ひ、玉体を田夫野人の姿に変へさせられ、野原の露に袖をぬらし玉ひしこそ畏けれ。漸くにして有王芝（綴喜郡井手村に在り）に到り玉ひしに、賊軍追ひ付き奉りて、平等院に移り玉ひ、遂に隱岐に遠幸遊はされたり。此山行在所と為りしこと三十余日、孤軍を以て数倍の賊兵を防ぎしは一は地の利を占めたるによるへきも、勤王精忠の士か君の御為めに尽くしたるの功、実に偉大なりと云ふへし。

山の北岨、木津川に臨み、鉄道線路の上方、約二町許の処に高二十五尺、広二十尺の自然石「行宮遺趾」の四大字を刻す。小松宮彰仁親王の御筆にして明治十九年有志者の建設する所なり。

此山元弘の史実によりて其名天下に偏く峨山月潭（譚が正しい）和尚の記文、斉藤正謙の記文等夙に世に行はる。

近年登山遺蹟を訪ふもの漸く多きを加へ、軍隊、学生、団体の登山するものありては山巔に史蹟を講して勤王の志気を鼓舞するを常とす。

注一 東宮来山にあたり、あらためて記したものの。精密な検討の結果の記述でないため、訂正すべき所は多いが、明治大正時代の認識として理解したい。

例えば危難に遭ったのは天武天皇の皇子、大津皇子、三つの巨石を内に入れた大伽藍があった、虚空蔵菩薩像を刻彫したのは弘法大師であるなどの俗説は地元ガイドをとおして昭和二十年代まで一般化していた。

朝日新聞記事 大正六年五月五日

東宮御旅立

近畿御見學の爲め

皇太子殿下には近畿地方御見學の爲、濱尾東宮大夫、入江侍従長、山根武官長以下を随へ、四日午前八時五十分東京停車場御發車、御旅行の途に上らせられたるが、同驛には定刻前より波多野宮相、東郷大勲位、奥、井上兩元帥、寺内首相、加藤大島兩大臣、島村軍令部長、大森皇后宮大夫、井上府知事、奥田市長其他の人々參集す。

殿下には歩兵大尉の御軍服に大勲位菊花章副章を御佩用、東京驛正面御車寄り野村東管運輸局長の御先導にて宮廷列車に召され、御車内に御直立の儘聖上御使、皇后宮御使、兩皇子御使の御挨拶に鄭重なる御答禮あらせられ、諸員奉送の裡に御發車、御西下遊ばされ、同日午後五時十分名古屋驛に御安着、直に離宮に入らせ給へり。

大正六年五月十二日

東宮本日還啓

皇太子殿下には去四日東京御發輿、奈良俱樂部に御宿泊、同縣下其他歴代の御陵墓御參拝中の處、愈十二日午前六時、御旅館御出門、濱尾大夫、入江侍従長、山根武官長以下供奉員を随へ、同六時十五分奈良驛御發車（臨時）、同日午後六時三十分東京驛御着車、還御あらせらるゝ由。